

おはようございます。20番。日本共産党の斉藤由美子です。質問通告に従い、一問一答で質問を致します。

はじめに、【教育行政】についての質問を致します。「少人数学級」についてお聞きします。

文科省は2013年度の概算要求で、「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善」を求めていました。残念ながらその気運は前進することなく見送られ、2014年度政府予算では、安倍政権が掲げる「教育再生」を柱に、少人数学級どころか「学力テスト体制」ともいえる市場原理主義・学力主義重視の施策に転換してしまいました。

しかし、学校現場の課題は家庭環境の変化、経済的困窮、コミュニケーションの希薄化や精神的ストレスからくるいじめ問題など多岐に及んでおり、それに対応するにも、40人規模の学級では教職員の限界を超えています。これでは文科省のいう「学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い世界最高水準の教育を実現する」ことはできません。

少人数学級に関して国の検討会議は「少人数学級ですぐに成績が上がるわけではない」という、学力一辺倒の見解を出しています。しかし、学校教育は子どもたちの心身共に健やかな成長を促すことが第一の役割であり、教育の質の向上につなげるためには、少人数学級の推進とそれに伴う教職員配置の適正化の必要性は高いと考えます。そこで、あらためてお聞きいたします。

①県に対して、少人数学級の推進を求めるべきだと考えます。見解を求め

ます。(答弁)

残念ながら、学校現場に関する不満や不安を耳にすることが増えてい
ます。

○学級が荒れており授業が成立せず、保護者が交代でパトロールを行っ
ている。

○教員は事務処理で忙しく、生徒と向き合うことができない。

○児童生徒に問題行動があっても対処ができず、登校が止められている
児童がいる。

○病欠の教員が増え続けているなど、深刻です。そこで、お聞き致しま
す。

①教員が児童生徒と向き合えるよう、少人数学級の推進を大分市独自でも
具体的に検討すべきと考えます。見解をお聞かせ下さい。(答弁)

次の質問に移ります。6月議会に引き続き、碩田中学校区の小学校統廃
合問題についてお聞き致します。

荷揚・中島・住吉小学校の統廃合について、先月26日に第14回協議会
が行われました。これまで、協議会の経過をずっと傍聴して参りましたが、
今回はすでに報告書の取りまとめに入り、協議会もあと1回を残すのみと
なりました。6月に答弁を頂いている通り「子どもたちにとって、よりよ
い教育環境の創造を第一義に、本校区の実情に即し」て、協議に取り組み

れていると思います。

毎回各校区の委員さんから、3校を統合するにあたり様々な問題点が指摘されて参りました。

最終的に協議会は「3校併記」という結論を出しましたが、最終段階の報告書では「3校統合の上で新設校をつくる」ことに合意、となっていました。そこで質問いたします。

① “3校併記” となった協議会の結論が “3校統合で合意” となるのは明らかに矛盾しており、この校区の学校を一校に統合することが協議会の合意とは言えないと考えます。この統廃合は撤回すべきです。見解を求めます。(答弁)

次の質問に移ります。碩田中学校区における防災について、質問を致します。

この地域の方々から、防災に関してたくさんの懸念の声が出されています。南海トラフ巨大地震への対策は喫緊の課題となっています。

大分市の防災計画では、防災拠点の確保を推進することが挙げられています。海拔の低い地域では、特にその必要性が高くなると考えます。そこで質問いたします。

① 碩田中学校区における防災について、市の見解をお聞かせください。

(答弁)

次に、【福祉行政】について質問を致します。

先の9月議会では、保育の新制度と認可外保育所の補助金について質問を致しましたが、今回も引き続き、保育の新制度に関しての質問を致します。

まず、子ども・子育て支援新制度においての、保育料の負担について質問を致します。

子ども・子育て支援新制度の大枠は、市町村が実施義務を負っている現行の保育制度を解体し、利用者補助方式、つまり個人給付方式にかわる制度です。

この制度は、社会保障と税の一体改革の大きな柱のひとつとされ、保育予算を削減するための制度と言えるものです。消費税の増税で、あたかも子育て支援の財源が確保できるようなイメージを与え、増税を正当化するような周知がされています。

しかし、個人給付といっても保育の認定度によって利用制限が生じるため、すべての子どもに等しく保育を受ける権利が保障されるわけではありません。

保育はサービスという認識に変えられ、認定以上の保育を受ければ新たな利用料が発生する応益負担であり、まさに保護者に負担を負わせる制度です。この制度によって、保護者の就労時間により、利用できる保育時間

に格差が生じるという問題があります。そこでお聞きいたします。

- ①子どもたちの育ちを保障するためには、保育料の負担軽減が必要だと考えます。それについての見解をお聞かせください。（答弁）

市の保育契約に関する責任についての質問です。新制度においては保育を必要とする保護者の申し出に応じて、市町村が「保育の必要度」を認定し、「施設型給付」「地域型保育給付」といわれる給付金を支払うだけになってしまいました。

けれども、子どもたちの健やかな発達を保障することは自治体に求められる責務です。そこでお聞きいたします。

- ②認定を受けた保護者が、自力で保育施設を探し直接契約をするシステムでは、この保育責任を果たすことはできません。この点についての見解をお聞かせください。（答弁）

新制度では、国から自治体への交付金は(仮称)「子ども・子育て包括交付金」として一括交付され、これに自治体の財源を足して、事業計画に基づき、予算配分することとなっています。その事業は、「幼保連携型」「幼稚園型」など4つの認定こども園をはじめとし、「小規模保育」、保育ママによる「家庭的保育」「放課後育成クラブ」、「一時預かり」、「地域

子育て支援拠点事業」、「延長保育」、「病後児保育事業」「妊婦検診」など等、この新制度の実施によって広範な事業が対象となり、影響が及びます。単なる窓口の一本化と言うことではありません。新制度は子育て全般に大きな変革を伴うものです。

具体的な事業計画は現在、大分市の子ども・子育て会議で策定中であります。ようが、

国から出された基本指針では全体像が見えています。しかし、「延長保育」や「放課後児童クラブ」「乳児家庭全戸訪問事業」「妊婦健診」なども対象であることは、ほとんど周知されておられません。

一方、保育所においても保育所整備の補助金が廃止されることや、認定の区分に応じて委託費が減額になること、つまり運営に影響が及ぶこと等、保育を受ける側にも、提供する側にも、早めの周知が必要です。そこでお聞きいたします。今後、説明会や公聴会を行っていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。
(答弁)

最後に、【土木建築行政】について質問を致します。街路樹の落ち葉についての質問です。

季節柄、今の時期は市内多くの場所で落ち葉が見られ、それに対する相談が複数の地域から寄せられています。

『長年、庭先や道路の落ち葉を掃除してきたが、高齢になりそれも大変になってきた。近所の人も、ガレージの中や玄関先など大量の落ち葉が溜まり、掃除が大変だと言っている。』『落ち葉が側溝に溜まると、水路が詰まるので困っている』

また、小学校付近の方からは、『落ち葉が大きい為、雨が降ると子どもが踏んで足を滑らせることがある。道路幅も狭く、転ぶと危険なので心配である』『年に一回の剪定が、今年は遅れている。』など等、どれも切実な相談ばかりです。そこで、お聞きいたします。

①この市民の声をどのように考えますか。

(答弁)

街路樹が果たす役割が重要であることは承知しております。植樹をすれば当然、管理も必要です。そこで、あらためてお聞きいたします。

②市の街路樹の管理について、今後の対策をお聞かせください。

以上。